

令和8年度 丹波市観光活性化支援事業補助金交付要綱

(事業趣旨)

第1条 丹波の多彩な資源を活かし、丹波の魅力の発信と交流基盤づくりを図るため、地域内外の多様な主体と地域自らが創意と工夫でイベント、行・催事等（以下これらを「イベント等」という。）に取り組み、人と自然が織りなす交流・対流により地域の活性化と美しいふるさとづくりに取り組む団体等を支援するものとする。

(補助対象とする事業)

第2条 補助対象とする事業は、補助対象経費が500千円以上の観光事業で、自己財源は事業費の30%以上あり、また、計画時の参加者数が概ね1,000人以上を見込める事業とする。その内容は丹波の恵まれた資源（自然、景観、歴史、伝統文化、特産物等）を活かし、その組み合わせにより丹波市内外の交流活性化の可能性を広げ、次表に掲げるイベント等により丹波の魅力ブランドづくりにつながる事業とする。

項目	内容
補助対象事業	実施されるイベント等は、次に該当するものとする。 1 集客や消費を創出・喚起する要素を含むイベント等であること 2 地域の活性化・外部への宣伝効果を含むイベント等であること 3 産業が育ち、自立したまちづくりに繋がるイベント等であること 4 観光資源の利用増進を図るためのイベント等であること

ただし、次に該当する事業は対象としない。

- (1) 興行としての営利を目的とするもの。
(事業の参加料等として実費程度の受益者負担を徴収することは可)
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (4) その他、審査で不相当と認められた事業

(申請資格)

第3条 下記の(1)及び(2)を満たす団体で、申請された事業が補助対象に決定された場合、その事業を実施できるとともに、当補助事業についての事務処理体制が整っている団体（実行委員会組織も含む。以下これらを「事業実施団体等」という。）とする。ただし、事業実施団体等はその構成員の2分の1以上が市内在住者であること。

- (1) 丹波市が運用する「丹波マップ ～丹(まごころ)の里 丹波市観光デジタルマップ～」に登録されていること。
- (2) 事業実施団体等またはその構成員が下記の媒体のいずれかにより、イベント等の開催日の1か月前から終了日までの間継続して当該イベント等の開催を告知し、誘客促進のための広報を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、新聞への有料広告掲載、新聞へのチラシの折り込み、その他これに準ずる能動的な方法を用いて丹波市外への広報活動を行うこと。
 - ① ホームページ
 - ② Facebook、Instagram等のSNSで一般公開しているもの

(補助額等)

第4条 補助額は1事業当たり1,500千円を限度とし、補助対象経費の20%以内で、かつ予算の範囲内で事業ごとに一般社団法人丹波市観光協会（以下「当協会」という。）の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた額（千円未満は切捨てとする。）とする。

(補助対象となる経費)

第5条 事業を実施するために直接必要な経費とし、補助対象経費と補助対象とならない経費は、会長が特に必要と認めた場合を除き、次の表に掲げたものとする。

なお、他の補助金の併用がある場合は別の収入項目として記載することとし、補助対象経費としての併給は認めない。また、自己財源には他の補助金による収入は含まないこととし、「その他」の収入として備考欄に具体的に明記するとともに、申請に当たっては当該他の補助金の交付要綱等も添付すること。

補助対象経費	<p>次に掲げるイベント等の実施に直接必要な経費を対象とする。ただし、いずれの支出にも必ず領収書を必要とし、領収書には宛名、明細、領収印も必須とする。なお、領収書に明細の記載がない場合は、請求書・納品書・見積書等、内容のわかる資料を提出すること。事業所、商店等が発行するレジ・レシートについては押印がなくとも領収書とみなすがレシート原本には事業実施団体等の宛名が記載されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 謝金：講演会の講師謝金、ステージイベント等への出演者謝金など、協力や助言等に対する謝金 2 委託料：事業実施に係る委託料、企画に係る委託料、事務に係る委託料（ただし、委託契約の締結を必須とし、契約書(写し)の提出を求める場合がある。） 3 旅費：講演会の講師などへの交通費 4 通信費：郵券料などの必要な通信費 5 印刷製本費：チラシ、パンフレットなどの印刷費、会議等資料印刷費 6 使用料・賃借料：会場・付属施設使用料（楽屋、控室、駐車場等を含む。）、音響機器等の使用料・レンタル料、自動車等借上料、会議室等の使用料、各種機材の借上料、運搬経費 7 消耗品費：機材・材料など原材料費、消耗品 8 会場設営・撤去費、活動資材費：テント・ステージ・客席・看板製作・装飾などイベント会場の設営及び撤去に要する経費、音響・照明等の設備・レンタル料等のイベント等の実施に係る経費、電気・水道に係る仮設設備工事費等 9 警備費：会場警備等に係る経費 10 宣伝広告料：ポスター・チラシ・PR冊子等の作成費、看板・のぼりの設置などイベント等開催の広告宣伝費 11 保険料：イベント等への参加者の傷害保険加入保険料 12 その他経費：上記項目に該当しない経費で補助対象と認められるもの
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第2条の「丹波の恵まれた資源（自然、景観、歴史、伝統文化、特産物等）を活かし、その組み合わせにより交流の可能性を広げ、丹波の魅力ブランドづくりにつながる事業」と認められない事業 <input type="checkbox"/> 事業実施団体等の役員・委員（事務局員を含む。）や当該事業実施団体及びその上部団体に対するすべての支払い（旅費等実費弁償を含む。） なお、役員等が、ある組織・団体の代表等として参加している場合は、当該組織・団体への支払いも対象外とする。 <input type="checkbox"/> イベント等において、趣旨、目的に沿わない出展(店)委託料または謝金等 <input type="checkbox"/> 事業実施団体等（事務局を含む。）の運営費 <input type="checkbox"/> 企画書等成果物のない企画構成費 <input type="checkbox"/> 興行的事業 <input type="checkbox"/> 備品等の資産（本体価格が1点1万円以上かつ複数年使用可能のもの）、事業実施団体等発行の金券等（ただし出演者等への謝礼や一般参加者への景品等を目的とし、かつ受領者からの受領書が伴うものは除く。）、賄・接遇としての飲食費、振込手数料等 <input type="checkbox"/> 光熱水費・電話代や郵券料等の通信費・コピー機使用料等で案分計算による支出 <input type="checkbox"/> その他補助対象として不適当な経費
併給について	<p>県、市、その他の団体等からの補助金制度の併用は認めるが、補助対象経費の併給は認めない。</p>

支払いについて	<p>すべての領収書の宛名には、必ず事業実施団体等の名称が記載されていること。コンビニ等で発行されるレシートも領収書として認めるが、余白等に団体名を記入またはゴム印で押印するなどを必須とする。</p> <p>支払いは、銀行振込又は現金によるものを原則とする。</p> <p>クレジットカード又は電子マネーの使用は、インターネットでの購入等において、銀行振込や代金引換等の支払方法を選択できない場合など、やむを得ない場合に限る。</p> <p>クレジットカード又は電子マネーを使用する場合は、申請者（団体等）名義のものとする。やむを得ず、他の名義のものを使用し第三者が立替払いを行った場合は、物品等の販売者が発行する領収書に加え、立替金受領書（別紙）を提出すること。</p> <p>クレジットカード又は電子マネーで決済を行った場合は、ポイント付与相当額として当該支払額の1%を補助対象経費から控除する。また、支払いにポイントを充当した場合は、その額を補助対象経費から控除するものとし、実際に法定通貨により支払った金額のみを補助対象経費とする。</p> <p>振込手数料及び代引き手数料は補助対象外とする。</p>
その他	<p>丹波市観光100選に該当する事業については、広報制作物（チラシ、ポスター等）に観光100選ロゴマーク掲載に努める。</p>

（交付申請）

第6条 事業実施団体等は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）と添付資料を添えて会長に補助金の交付を申請するものとする。

2 事業計画書は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 事業実施団体等の概要
- (2) 事業の目的・独創性・必要性
- (3) 事業の具体的内容
- (4) 事業実施スケジュール
- (5) 期待される効果
- (6) 事業を実現するための手法及び連携・支援体制
- (7) 事業実現にあたり課題・障害となること
- (8) その他特にアピールする事項
- (9) 収支予算書（別紙）

1件当たりの支出額が10万円以上の経費については、見積書等金額が確認できる資料を添付すること。

（審査等）

第7条 申請のあった事業について、当協会において審査する。

2 審査に際して事業内容等の確認が必要であると判断されるときは、その内容について申請者に説明を求められることがある。

3 会長は、適当と認められた事業について予算の範囲内において補助を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（審査基準）

第8条 下記の事項などについて審査する。

- (1) 新たな魅力ブランドを創出し、地域の活性化につながる事業であること。
- (2) 事業に対する熱意があり、事業の実現性が高いこと。
- (3) 事業経費の用途が事業内容に対して適当であり、助成の効果が高いこと。
- (4) 特産品振興の観点から地域マーケティングの導入による集客効果が加味されているか。
- (5) 地域の特色を最大限生かした事業として集客促進の先導的な地域モデルとなる要素があること。
- (6) 新たな視点からの事業内容が見られること。
- (7) 補助金交付決定前に補助事業を開始した場合は、原則として補助金の交付対象とはならない。ただし、事業実施時期等の理由により、やむを得ず交付決定前に着手する必要があると会長が認め、かつ審査等において前各号に合致すると認められた場合は、事前着手にかかる経費も補助対象とすることができる。ただし、この場合においても交付決定前に支払いを行った経費は補助対象としな

い。事前着手を希望する場合は、交付申請時に事前着手届（様式第3号）を提出するものとし、着手（予定）日は、事業計画書（様式第2号）の「事務に要する期間」の開始日と同じとすること。なお、着手（予定）日は当該年度の開始日より前の日付とすることはできず、当該期間に係る経費も補助対象としない。

（変更等）

第9条 事業実施団体等は、承認を受けた事業の内容等に変更を行う場合は変更計画書（様式第5号）と収支予算書（別紙）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で当協会が認めるものについては、この限りでない。

2 会長は、申請のあった事業内容が適当と判断した場合は、補助金交付額変更通知書（様式第6号）により承認した旨を通知する。

なお、補助適応事業が変更により第2条に掲げる交付基準と合致しない場合は補助金交付決定を取り消す。

3 既に補助金交付決定を受けた団体等が、自ら事業を取消す場合は補助事業廃止届（様式第7号）を提出するものとする。

（実績報告書）

第10条 事業実施団体等は、事業完了後、次項に定める期限までに事業実績報告書（様式第8号）、（様式第9号）、収支決算書（別紙）、事業明細書（別紙）及び付属資料を会長に提出するものとする。

2 実績報告書の提出期限は、事業計画書（様式第2号）又は変更計画書（様式第5号）の「実施予定期間」中、「イベント等開催予定日」欄に記載した日の最終日以後60日以内とする。ただし、3月期にあっては3月5日までの最終平日とする。

（額の確定）

第11条 会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により当該事業実施団体等に通知するものとする。

2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第9条の規定により変更された場合には、同条の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第12条 会長は、前条第1項の額の確定を行った後、事業実施団体等から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第13条 会長は、第9条に規定する補助金交付決定の取消しを行う場合のほか、事業実施団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団等であるとき。

2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該事業実施団体等に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 会長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

第15条 事業実施団体等は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係

る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 事業実施団体等は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。